

鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」の公募・公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県が森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第36条第1項の規定に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募，及び同法第36条第2項で定める要件に適合する民間事業者の公表について，必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において民間事業者は、「森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず，自己又は他人の保有する森林において，事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により，造林，保育，素材生産等の林業生産活動を行っている県内に事業所を有する民間の事業者」をいう。

2 この要領において意欲と能力のある林業経営者は、「知事が法第36条第2項で定める要件に適合すると判断し，公表した民間事業者」をいう。

(民間事業者の公募)

第3条 知事は，法第36条第1項の規定に基づき，県内で経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募する。

2 公募の期間は，通年とする。

(応募)

第4条 経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者は，次に掲げる事項を記載した応募申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

- (1) 基本情報（事務所の所在地，商号又は名称，代表者氏名等）
- (2) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域の情報
- (3) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報
- (4) 生産管理又は流通合理化等に関する情報
- (5) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (6) 主伐後の再造林の確保に関する情報
- (7) 生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
- (8) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- (9) 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報
- (10) コンプライアンスの確保に関する情報
- (11) 常勤役員の設置に関する情報
- (12) 経理的な基礎に関する情報
- (13) その他知事が定める情報

2 前項の応募申請書には，次に掲げる書類を添付するものとする。ただし，申請者が本県において「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）」第5条に基づく認定を受けた事業体（以下「認定事業体」という。），又は「鹿児島県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領」の5に基づく登録を受けた林業経営体（以下「登録林業経営体」という。）であり，次に掲げる事項が認定事業体の認定に係る

申請書又は登録林業経営体の登録に係る申請書に添付された書類と同一である場合は、その書類の提出を省略することができるものとする。

- (1) 登記事項証明書又は住民票
- (2) 納税証明書
- (3) 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式
- (4) 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- (5) 就業規則を制定している場合にあっては、就業規則の写し
- (6) 直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書
- (7) 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引き渡し完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）
- (8) 行動規範を作成している場合には、その写し。又は所属する団体等が策定し、それを遵守していることを証する写し
- (9) その他知事が定める書類

3 知事は、必要に応じ申請者に対して情報提供を求めることができるものとする。

4 申請者は、第1項及び第2項に規定する申請書類を、申請者の事務所を管轄する地域振興局長及び支庁長（以下「地域振興局長等」という。）へ2部（添付書類のうち、他の機関から発行されるものについては、1部は写しで可）提出するものとし、地域振興局長等は、様式第3号により1部を意見を付して知事へ進達するものとする。

（法の要件に適合するか否かを判断する基準）

第5条 法第36条第2項に規定する要件に適合するか否かを判断する基準は、別表のとおりとする。

（市町村長による民間事業者の推薦）

第6条 知事は、第4条による応募があったときは、関係する市町村長に対し、申請者に関する情報を提示する。

2 市町村長は、前項の規定により申請者に関する情報の提示があったときは、県が公表する民間事業者にふさわしい者を推薦書（様式第4号）により推薦できるものとする。

（民間事業者の公表）

第7条 知事は、別表に定める基準に基づき、法第36条第2項の要件に適合すると判断した者を鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」名簿（以下「名簿」という。）（様式第5号）に整理し、県ホームページにおいて公表する。

2 名簿には、意欲と能力のある林業経営者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 整理番号及び公表年月日
- (2) 名称、事務所の所在地及び代表者氏名
- (3) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域
- (4) 公表の有効期間

3 知事は、第1項の規定に基づく公表の可否について、公表可否通知書（様式第6号）により申請者に、公表可否結果通知書（様式第7号）により関係市町村長にそれぞれ

通知するものとする。

- 4 関係市町村長は、必要に応じ申請者が知事に申請した内容及び審査に関する情報の提供を求めることができるものとする。

(公表内容の有効期間)

第8条 第7条第1項の公表内容の有効期間は、公表された日から4年を経過する日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項の有効期間満了後、意欲と能力のある林業経営者で、引き続き第7条第1項の公表を希望する者は、有効期間が満了する年度の1月31日までに、応募申請書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

(公表内容の変更)

第9条 意欲と能力のある林業経営者は、第4条第1項に掲げる事項に変更があった場合は、変更申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条及び第7条の規定は、前項の規定による変更申請について準用する。ただし、公表の有効期間は現に有効な期間とする。

(実施状況の報告)

第10条 意欲と能力のある林業経営者は、毎年4月末日までに実施状況報告書(様式第9号)を地域振興局長等へ2部提出するものとし、地域振興局長等は、様式第10号により1部を知事へ進達するものとする。

- 2 知事は、前項の報告内容を確認し、必要に応じて改善措置を講ずべき旨を指導するものとする。

(公表のとりやめ)

第11条 知事は、意欲と能力のある林業経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、その公表をとりやめるものとする。

- (1) 個人の場合にあっては死亡、法人の場合にあっては消滅、解散等が確認された場合
- (2) 申請書又は変更申請書の内容に虚偽の記載が確認された場合
- (3) 別表に掲げる基準を満たさなくなった場合
- (4) 法令違反及び不法行為、その他公益に反する事実等が確認された場合
- (5) 第10条第2項による指導に対して、必要な改善措置が講じられていないと認められる場合
- (6) 当該意欲と能力のある林業経営者から公表とり下げ申請書(様式第11号)の提出があった場合
- (7) その他知事が定める場合

- 2 知事は、前項の規定により公表をとりやめたときは、その旨を公表のとりやめに関する通知書(様式第12号)により当該意欲と能力のある林業経営者に、公表のとりやめ実施通知書(様式第13号)により関係市町村長にそれぞれ通知するものとする。

附 則

この要領は、令和元年9月12日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

法第36条第2項に規定する要件に適合するか否かを判断する基準

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

以下の(1)～(9)の項目のうち、当該民間事業者の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たすこと。
 ただし、(2)～(7)に関しては、1年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含めて差し支えないものとする。
 なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他社への請負による施業も含めて判断するものとする。

項目	基準	説明
(1) 生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>生産量又は生産性の実績が一定の水準以上の場合、当該実績以上の目標を有していること。</p>	<p>現在の生産量の大小や生産性の高低は問わない。このため、生産量や生産性の下限等は設けない。</p> <p>「一定の割合」については、5年間で約2割とする。</p> <p>「一定の水準」については、生産量に関し5,000m³/年、生産性に関し間伐5m³/人日、主伐10m³/人日とする。</p>
(2) 生産管理又は流通合理化等	<p>以下のいずれかに取り組んでいること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機能を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等 	—
(3) 造林・保育の省力化・低コスト化	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。</p>	—
(4) 主伐後の再造林の確保	<p>以下のすべてに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。 主伐後に適切な更新を行うこと。 <p>ただし、他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 主伐面積（針葉樹）の8割以上の再造林が計画されていること。 	<p>「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制をいう。ただし、主伐と再造林のどちらか一方のみを行う林業経営体の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制を必要とする。</p> <p>「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は、再造林を基本とする。ただし、経営管理実施権を受けた森林については、植栽による再造林を行う必要がある。</p>
(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保	<p>以下の両方に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。 森林施業プランナーを有していること。 	<p>「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年以上」は、連続していることを要さない。</p> <p>「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している等作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められるときは、基準を満たしているものとする。</p>

項目	基準	説明
(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。	「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。 行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むことが望ましい。 また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備することが望ましい。
(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策	以下のすべてを満たしていること。 ・林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組若しくはこれに準ずる取組を行っていること。 ・現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。 ・労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。 ・以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く）。 健康保険法第48条の規定による届出 厚生年金保険法第27条の規定による届出 雇用保険法第7条の規定による届出	「第4条に基づく・・・(略)・・・取組又はこれに準ずる取組」とは、たとえば以下の取組である。 ・現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の実施等の雇用管理の改善 ・リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策 「現場作業職員等」には事業主自身を含み、必要な安全衛生教育を修了していること、又はこれらと同等の技能を有していると認められることをもって基準を満たしているものとする。
(8) コンプライアンスの確保	以下のいずれにも該当しないこと。 ・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者 ・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者 ・国、県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 ・(6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者 ・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めらるに足りる相当の理由がある者	「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。 「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。 「その他・・・(略)・・・相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等が考えられる。
(9) 常勤役員の設置	法人においては常勤の役員を設置していること。 ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。	—

2 経営管理を確実にを行うに足る経理的な基礎を有すると認められること

項目	基準	説明
経理的な基礎	<p>次の2つの両方を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。 ・経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。 	<p>「経理状況が良好であること」とは、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。 ・個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。 ・これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

Eメールアドレス

（認定事業主の有無： 有 ・ 無 ）

（登録経営体の有無： 有 ・ 無 ）

※該当する方に○をつけてください。

鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」応募申請書

下記区域において経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望するので、関係書類を添えて申請します。

記

○ 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

（ 県内全域 ・ 下記市町村 ）

※ 該当する方に○を付けてください。

※ 「下記市町村」を選択した場合は、経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域の存する市町村名を下枠内に記載してください。

経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域の存する市町村名

--

※ 素材生産を行う林業経営者は、『生産』の項目を記載
 ※ 造林保育を行う林業経営者は、『造林』の項目を記載

1. 経営管理に関する情報

(1) 生産量の増加又は生産性の向上 (対象：『生産』・『造林』)

※ 直近3事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。

※ 「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックしてください。

事業区分	指標	内訳	直近3事業年度の実績			目標とする事業年度の見込み (年度)	目標とする項目	
			直近の前々年 (年度)	直近の前年 (年度)	直近[現状] (年度)			
生産	主伐	面積 (ha)	直営					
			直営以外					
			計					
		材積 (m ³)	直営					
			直営以外					
			計					
	生産性 (m ³ /人日)	直営						
		直営以外						
		計						
	間伐	面積 (ha)	直営					
			直営以外					
			計					
材積 (m ³)		直営						
		直営以外						
		計						
生産性 (m ³ /人日)	直営							
	直営以外							
	計							
造林・ 保育	植付	面積 (ha)	直営					
			直営以外					
			計					
	下刈り	面積 (ha)	直営					
			直営以外					
			計					
	その他	面積 (ha)	直営					
			直営以外					
			計					

事業期間

直近の事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日
 目標とする事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日

以下の2～8の項目の口欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※ その他の取組等がある場合には、()内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。

※ 該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

(添付書類で確認できる場合は省略可。)

(2) 生産管理又は流通合理化等 (対象:『生産』)

①適切な生産管理

- ・作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し
- ・作業システムの改善
- ・その他 []

取り組んでいる

1年以内
に取り組む予定

②原木の安定供給・流通合理化等

- ・製材工場等需要者との直接的な取引
- ・取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
- ・森林所有者や工務店等との連携
- ・その他 []

取り組んでいる

1年以内
に取り組む予定

①及び②の該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

(3) 造林・保育の省力化・低コスト化 (対象:『造林』)

- ・伐採・造林の一貫作業システムの導入
- ・コンテナ苗の使用
- ・低密度植栽
- ・下刈りの省力化
- ・その他 []

取り組んでいる

1年以内
に取り組む予定

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

(4) 主伐後の再造林の確保 (対象：『生産』・『造林』)

- | | | |
|--|--------------------------------------|--|
| ・主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制 | 有して
いる <input type="checkbox"/> | 1年以内
に整備
する予定 <input type="checkbox"/> |
| ・主伐後の適切な更新 | 取り組ん
でいる <input type="checkbox"/> | 1年以内
に取り組
む予定 <input type="checkbox"/> |
| ・(他者の所有する森林の主伐を行う場合)
森林所有者に対する適切な更新の働きかけ | 取り組ん
でいる <input type="checkbox"/> | 1年以内
に取り組
む予定 <input type="checkbox"/> |
| ・(針葉樹の主伐を行う場合)
主伐面積(針葉樹)の8割以上の再造林が計画されている | はい <input type="checkbox"/> | ※様式第1号-1を添付 |

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保 (対象：『生産』・『造林』)

- | | | | |
|------------------|------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| ・素材生産の事業実績 | 3年間
以上 <input type="checkbox"/> | 3年間
未満 <input type="checkbox"/> | 実績
なし <input type="checkbox"/> |
| ・造林・保育の事業実績 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・森林施業プランナーを有している | はい <input type="checkbox"/> | | |

森林施業プランナーの状況について記載してください。

(フリガナ) 氏名	取得年月日	備考

※ 森林施業プランナー育成研修の修了証等を添付

(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等 (対象：『生産』・『造林』)

	策定等 している	1年以内 に策定等 する予定
・独自の行動規範等の策定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・所属する団体等による行動規範の策定等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

上記のうち該当するもの (チェックしたもの) について、具体的内容を記述してください。

(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策 (対象：『生産』・『造林』)

	取り組ん でいる	1年以内 に取り組 む予定
①雇用管理の改善		
・現場作業員の常用化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・現場作業職員への月給制の導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・計画的な研修実施などの教育訓練の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・退職金共済への加入などの福利厚生の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 []	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	取り組ん でいる	1年以内 に取り組 む予定
②労働安全対策		
・現場作業員等への安全衛生教育	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険への加入 (一人親方等の特別加入を含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・リスクアセスメント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・防護具の着用の徹底	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場の安全巡回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 []	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

①及び②の該当するもの (チェックしたもの) について、具体的内容を記述してください。

③雇用の状況

職員数 (うち常用)		社会・労働保険等への加入状況			
現場作業職員	事務系等職員	労災保険	雇用保険	健康保健	厚生年金保険
人	人	人	人	人	人
() 人	() 人				

- (8) コンプライアンスの確保 (対象：『生産』・『造林』)
- | | | |
|---|--------------------------|--------------------------|
| | はい | いいえ |
| ・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者でない | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に進むと認められない者でない | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者でない | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・(6)の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者でない | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でない
〔 例：破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 等 〕 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

(9) 常勤役員の設置 (※法人のみ) (対象：『生産』・『造林』)

- | | | |
|--|--------------------------------|--------------------------|
| | 設置
している | 設置
して
いない |
| ・常勤役員の設置状況 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・常勤役員を設置していない場合、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までには設置するよう取り組む | はい
<input type="checkbox"/> | |

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	(フリガナ) 氏名	住所	性別	生年月日

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。

2. 経理的な基礎に関する情報 (対象: 『生産』・『造林』)

- | | | |
|---|--------------------------------|--------------------------|
| | はい | いいえ |
| (1) 直近の事業年度における貸借対照表, 損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好である
※直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書を添付 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (2) (1)が「いいえ」の場合, 中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書により, 今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる
※中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を添付 | はい
<input type="checkbox"/> | |
| (3) 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できる | はい
<input type="checkbox"/> | |

再造林計画

(単位: ha)

区 分		前年度実績	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	1~5年次 の合計	備 考
		(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)		
主伐 (広葉樹)	直営 ha							0	
	直営以外 ha							0	
	計 ha	0	0	0	0	0	0	0	
主伐① (針葉樹)	直営 ha							0	
	直営以外 ha							0	
	計 ha	0	0	0	0	0	0	0	
再造林② (植付)	直営 ha							0	
	直営以外 ha							0	
	計 ha	0	0	0	0	0	0	0	
再造林率 ②/①	年度	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	合計	
	累計	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

注1) 対象地は民有林とする。

注2) 主伐とは、素材生産を目的とするものであり、開発等による伐採は含まない。

注3) 事業実績は、年度(4月~3月)とする。

注4) 再造林②(植付)は、主伐①(針葉樹)に対する計画(実績)とし、広葉樹伐採地で萌芽による更新地や拡大造林地は含まないものとする。

注5) 直営とは、他社から請負ったものを含め事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう。

鹿児島県知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

誓 約 書

私は、鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」応募申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

1. 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者ではないこと。
2. 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者ではないこと。
3. 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者ではないこと。
4. 伐採・造林に関する行動規範等に違反した行為をしたと認められる者ではないこと。
5. その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ではないこと。
6. 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年3月28日条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、第3号に規定する暴力団員等、又は第4号に規定する暴力団関係者のいずれにも該当しないこと。
7. 各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合、及びこの誓約が虚偽の申告であることが判明した場合において、「意欲と能力のある林業経営者」の公表がとりやめられても異議を申し立てません。
また、これにより損害が生じた場合も、その一切を私の責任とします。
8. 鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」の公募・公表要領第7条第1項に基づく林業経営者名簿（様式第5号）の内容について、ホームページで公開されることに同意します。
また、関係市町村から要望があった際は、関係市町村に対し、申請に関する全ての情報が提供されることに同意します。

様式第3号（第4条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

地域振興局長等

鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」応募申請書について（副申）

このことについて、 から別添のとおり標記申請書が提出されましたので、
下記のとおり参考意見を付して進達します。

記

- 1 申請者 事務所の所在地
商号又は名称
代表者氏名

2 提出書類

名 称	有無	名 称	有無
応募申請書（様式第1号）		損益計算書（直近3カ年）	
誓約書（様式第2号）		森林施業プランナーを有することを確認できる書類	
登記事項証明書又は住民票		事業実績を証する書類	
納税証明書		行動規範を遵守することを証する書類	
雇用に関する文書の様式		再造林に関する連携協定書	
社会・労働保険等への加入状況の確認書類		中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書	
就業規則		その他	
貸借対照表（直近3カ年）		（ ）	

3 意見

様式第 4 号（第 6 条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

市町村長

推 薦 書

鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」の公募・公表要領第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記の者を推薦します。

記

1. 推薦する民間事業者の名称及び所在地
2. 推薦理由

鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」名簿

整理 番号	公表年月日 (変更年月日)	商号又は 名称	代表者氏名	事務所の所在地	経営管理実施 権の設定を受 けることを希 望する区域	公表内容の 有効期限

様式第6号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

鹿児島県知事

公表可否通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」応募申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 公表の可否
可 ・ 否

2. 公表予定年月日

様式第7号（第7条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 殿

鹿児島県知事

公表可否結果通知書

鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」の公募・公表要領第4条の規定に基づき申請のあった、下記の民間事業者の公表の可否について通知します。

記

1. 事業者名
2. 公表の可否
可 ・ 否
3. 公表予定年月日
4. 添付書類
鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」名簿

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

変更申請書

鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」の公募・公表要領第7条第1項の規定に基づき 年 月 日付けで公表された鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」名簿について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 変更内容
2. 変更理由
3. 添付資料

年 月 日

鹿児島県知事 殿

事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

Eメールアドレス

（認定事業主の有無： 有 ・ 無 ）

（登録経営体の有無： 有 ・ 無 ）

※該当する方に○をつけてください。

実施状況報告書

鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」の公募・公表要領第10条に基づき、 年度における実施状況を報告します。

※ 素材生産を行う林業経営者は、『生産』の項目を記載
 ※ 造林保育を行う林業経営者は、『造林』の項目を記載

1 生産量の増加又は生産性の向上に関する取組実績 (対象：『生産』・『造林』)

事業区分	指標	内訳	現状	計画	目標とする項目	実績						
			(年度)	(R年度)		1年次 (R年度)	2年次 (R年度)	3年次 (R年度)	4年次 (R年度)	5年次 (R年度)		
生産	主伐	面積 (ha)	直営									
			直営以外									
			計									
		材積 (m ³)	直営									
			直営以外									
			計									
	生産性 (m ³ /人日)	直営										
		直営以外										
		計										
	間伐	面積 (ha)	直営									
			直営以外									
			計									
材積 (m ³)		直営										
		直営以外										
		計										
生産性 (m ³ /人日)	直営											
	直営以外											
	計											
造林・保育	植付	面積 (ha)	直営									
			直営以外									
			計									
	下刈り	面積 (ha)	直営									
			直営以外									
			計									
	その他	面積 (ha)	直営									
			直営以外									
			計									

※ 「目標とする項目」：申請時に「生産量の増加又は生産性の向上」で目標とした項目にチェックしてください。

※ 現状及び計画は、申請時に記載した値を記入してください。

2 生産管理又は流通合理化等に関する取組実績 (対象：『生産』)

--

3 造林・保育の省力化・低コスト化に関する取組実績（対象：『造林』）

--

4 主伐後の再造林の確保に関する取組実績（対象：『生産』・『造林』） ※様式第9号-1を添付

--

5 生産や造林・保育の実施体制の確保に関する取組実績（対象：『生産』・『造林』）

--

6 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する取組実績（対象：『生産』・『造林』）

--

7 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する取組実績（対象：『生産』・『造林』）

--

8 コンプライアンスの確保に関する取組実績（対象：『生産』・『造林』）

--

9 常勤役員の設置に関する取組実績（対象：『生産』・『造林』）

--

※ 申請時に常勤役員を設置していない場合に記入（法人のみ）

10 経理の状況（対象：『生産』・『造林』）

※ 直近1年分の貸借対照表及び損益計算書を添付

再造林計画・実績管理表

【計画】

区 分		前年度実績	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	1～5年次 の合計	備 考
		(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)		
主伐 (広葉樹)	直営 ha							0	
	直営以外 ha							0	
	計 ha	0	0	0	0	0	0	0	
主伐① (針葉樹)	直営 ha							0	
	直営以外 ha							0	
	計 ha	0	0	0	0	0	0	0	
再造林② (植付)	直営 ha							0	
	直営以外 ha							0	
	計 ha	0	0	0	0	0	0	0	
下刈	直営 ha							0	
	直営以外 ha							0	
	計 ha	0	0	0	0	0	0	0	
再造林率 ②/①	年度	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	合計	
	累計	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

【実績】

区 分		申請時直近	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	1～5年次 の合計	備 考
		(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)		
主伐 (広葉樹)	直営 ha	/						0	
	直営以外 ha	/						0	
	計 ha	/	0	0	0	0	0	0	
主伐① (針葉樹)	直営 ha	/						0	
	直営以外 ha	/						0	
	計 ha	/	0	0	0	0	0	0	
再造林② (植付)	直営 ha	/						0	
	直営以外 ha	/						0	
	計 ha	/	0	0	0	0	0	0	
下刈	直営 ha	/						0	
	直営以外 ha	/						0	
	計 ha	/	0	0	0	0	0	0	
再造林率 ②/①	年度	/	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	合計	
	累計	/	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

注1) 対象地は民有林とする。

注2) 主伐とは、素材生産を目的とするものであり、開発等による伐採は含まない。

注3) 事業実績は、年度(4月～3月)とする。

注4) 再造林②(植付)は、主伐①(針葉樹)に対する計画(実績)とし、広葉樹伐採地で萌芽による更新地や拡大造林地は含まないものとする。

注5) 直営とは、他社から請負ったものを含め事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう。

様式第10号（第10条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

地域振興局長等

実施状況報告書について（進達）

このことについて、

から別添のとおり報告がありましたので進達します。

様式第11号（第11条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

公表のとり下げ申請書

鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」の公募・公表要領第7条第1項の規定に基づき 年 月 日付けで公表された鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」名簿について、下記の理由により公表のとり下げを申請します。

記

1. 公表をとり下げる理由

様式第12号（第11条関係）

番 号
年 月 日

様

鹿児島県知事

公表のとりやめに関する通知書

鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」の公募・公表要領第7条第1項の規定に基づき 年 月 日付けで公表した鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」名簿について、下記の理由により貴社（貴組合）の公表をとりやめたので通知します。

記

1. 公表をとりやめた理由

様式第13号（第11条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 殿

鹿児島県知事

公表のとりやめ実施通知書

鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」の公募・公表要領第7条第1項の規定に基づき公表した下記の民間事業者について、公表をとりやめたので通知します。

記

1. 整理番号
2. 事業者名
3. 公表年月日
4. 公表の有効期間
5. 公表をとりやめた理由